

保育所・認定こども園を
利用する保護者の皆様へ

鱒ヶ沢町長 平田 衛
(公 印 省 略)

保育所・認定こども園における新型コロナウイルス感染症の対応について (お願い)

日頃より当町保育施設の運営に対し、ご理解ご協力をいただき大変ありがとうございます。
各家庭におかれましても、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策にご協力をいただき、大変感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 30 日をもって青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを終了したところですが、現在、近隣保育施設においてクラスターの発生が散見するなど、感染状況は引き続き留意が必要な状況であり、感染防止対策の徹底について継続して実施していく必要があります。

また、認定こども園や保育所等の特性として、「密集」及び「密接」を防ぐことが困難であり、新型コロナウイルスに限らず、感染症は広がりやすいため、抵抗力が弱いお子様をお預かりしている施設としては、感染をできるだけ防げるよう対策が必要であり、保護者の皆様のご協力が欠かせません。

そこで、引き続きのお願いになります。特にお子様に発熱等の風邪症状がある場合には施設をお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

現在、通園 (所) している施設に感染者・濃厚接触者が出ていない場合は、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、原則開園することとしております。重ねてのお願いになりますが、感染拡大が懸念されていることを踏まえ、保育所、認定こども園のご利用にあたって、下記の事項にご留意いただき施設のご利用をお願いいたします。

記

1. 施設 (保育) の利用するにあたってのお願い

以下に該当する場合は、施設へご連絡をいただきますようお願いいたします。

【在園児】 ① 発熱等の症状が見られた場合

② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合

③ PCR 検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合

④ ③の検査が判明した場合

⑤ 咳、くしゃみ、鼻水等があっても、感染性のものでないと医師が判断し登園可能とされた場合

【在園児の関係者 (家族)】 ① PCR 検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2. 施設内において、園児、職員、園関係者が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から 14 日間は登園を避け、自宅待機を要請いたします。

3. 施設内において、園児、職員、園関係者が感染した場合は、感染拡大防止のため一部又は全部を臨時休園とし、休園期間については、保健所・県との協議で決定します。

4. 園児、職員、園関係者に新型コロナウイルスの感染者が発生し臨時休園となった場合や、園児が新型コロナウイルス感染症にかかった場合など、町として登園自粛の要請を行った際は、その期間の登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。

手続き等の詳細は別途お知らせいたします。